

松江市学校 I C T 支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本業務は、国の指針である GIGA スクール構想の実現に向け、市立学校における教職員の ICT 活用能力の向上と授業実践、校務 DX をさらに推し進めるため、業務委託による ICT 支援員を導入し、学校ごとの課題やニーズに応じた効果的な支援を実施するものである。

国においては、4 校に 1 人の ICT 支援員を配置することと示しているが、本市では、教育指導講師（会計年度任用職員）2 名の配置にとどまっており、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校を対象とすると、25 校に 1 人の割合となっている。加えて、デジタル学習基盤の整備から数年が経過し、ICT 活用に学校や教員間で格差ができていることが本市の課題となっており、支援員の導入により解決が求められる。

このため実施にあたっては、学校ごとの特性や課題を正確に把握した上での支援や体制、業務改善に向けた提案力が必要とされ、効果を最大限に活かす取り組みでなければならない。

よって本業務においては、価格のみならず、事業者が有する専門性や先進的な知見、提案内容、実施体制、業務遂行能力等を総合的に評価し、本市の教育課題の解決及び ICT 教育のさらなる発展に最も適した事業者を選定する必要があることから、プロポーザル方式により事業者を選定するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

松江市学校 I C T 支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「松江市学校 I C T 支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

令和 8 年 1 1 月 1 日（日）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

(4) 履行場所

松江市立小・中・義務教育学校及び松江市立皆美が丘女子高等学校

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3, 6 3 0, 0 0 0 円

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記提案上限額を超えてはならない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(3) 松江市による指名停止を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 業務終了までの間、松江市教育委員会との協議、連絡調整が随時行えること。

4. スケジュール

項 目	日 程 等
実施要領等の公開（ホームページ掲載）	令和8年8月28日（金）
質問書の提出期限	令和8年9月2日（水）12時必着
質問書に対する回答	令和8年9月4日（金）予定
参加表明書の提出期限	令和8年9月9日（水）12時必着
企画提案書の提出期限	令和8年9月18日（金）17時必着
プレゼンテーション審査	令和8年9月30日（水）予定
審査結果通知	令和8年10月6日（火）予定
契約締結	令和8年10月20日（火） 予定

5. 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

(ア) 提出書類 質問書（様式1）

(イ) 提出期限 令和8年9月2日（水）12時

(ウ) 提出方法 電子メールにて提出することとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認を行うこと。

(エ) 提出先 「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり

(2) 質問書に対する回答

令和8年9月4日（金）までに本市ホームページに掲載する。ただし、質問者の氏名や企業名は公表しない。また、電話や口頭による照会には対応しない。

6. 参加表明書の提出

(1) 提出書類（各1部）

①参加表明書（様式2）

※令和7・8・9年松江市競争入札参加資格者でない者にあつては、以下②～⑦の書類を併せて提出すること。

②誓約書（様式3）

③役員等名簿（様式4）

④登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）

⑤会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）

⑥法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後３か月以内のもの）

⑦市内に事業所がある場合、法人市民税、固定資産税の納税証明書（発行後３か月以内のもの）

（２）提出期限 令和８年９月９日（水）１２時必着

（３）提出方法 持参又は郵送とする。なお、持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く
９時から１７時までとする。また、郵送の場合は、受取日時及び配達された
ことが証明できる方法によることとする。

（４）提出先 「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり

7. 企画提案書等の提出

（１）提出書類

①企画提案書（様式５）（正本１部、副本９部）

②見積書（様式６）（１部）

③プロポーザル審査の参加に関し支店又は営業所等に権限が委任されている場合
委任状（様式７）（１部）

（２）提出期限 令和８年９月２１日（月） １７時必着

（３）提出方法 持参又は郵送とする。なお、持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く
９時から１７時までとする。また、郵送の場合は、受取日時及び配達された
ことが証明できる方法によることとする。

（４）提出先 「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり

（５）提案書類について

（ア）企画提案書

「仕様書」及び「審査基準表」の内容を踏まえ、詳細かつ具体的な提案を記載すること。
記載内容は自由だが、次の①～⑦の内容についての提案は必ず行うこと。

	項目	内容
①	会社概要について	・会社概要（経営基本理念を含む）
②	教育方針の理解について	・松江市 GIGA スクール構想及び現状の理解
③	業務実績について	・ICT 支援業務の実績
④	支援実施体制について	・業務実施の人員体制 ・受付窓口の設置等
⑤	危機管理体制について	・事故・トラブル発生時の対応フロー ・教育委員会への報告・連絡体制
⑥	業務スケジュールと業務管理	・本業務実施に係る全体スケジュール（実施計画案・頻度等） ・ICT 支援員の業務管理方法
⑦	ICT 支援業務内容	・仕様書に記載している業務内容について、支援内容を具体的に

（イ）見積書

積算根拠が明らかになるように作成すること。

8. 審査方法

松江市学校ICT支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査により、別紙「審査基準表」に基づき評価する。

（１）プレゼンテーションの実施

（ア）実施日 令和8年9月30日（水）予定

※プレゼンテーションの時間及び場所については、参加表明書提出者に電子メールにて別途連絡する。

（イ）実施方法 ・企画提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。

・提案者ごとに、企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分の時間を設定する。

・プレゼンテーションにおける大型提示装置等の利用については事前に相談するものとする。

（２）審査方法

審査委員別にプロポーザル参加者ごとの評価点を比較して順位を付与し、最も多く第1位を付与された事業者を優先交渉権者（交渉順第1位の委託候補者）とする。最も多く第1位を付与された事業者が複数いた場合は、全委員の合計得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

合計得点が同点の場合は、委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。優先交渉権者以外の事業者については、全委員の合計得点が高い順で交渉順を順位付けすることとする。

なお、委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、委託候補者としては選定しないものとする。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）企画提案書に虚偽の記載をした場合

（２）審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

（３）その他、本要領の内容に違反する場合

10. 審査結果の通知・公表

審査結果は、プレゼンテーション参加者宛に電子メールで通知し、後日文書での通知と本市ホームページで公表する。なお、選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

ホームページでの公表内容は、審査委員、参加事業者名、委託事業者名、審査結果とする。

11. その他

- (1) 派遣業務委託契約等については、松江市財務規則に基づき、別途協議する。
- (2) 企画提案書の作成と提出、プレゼンテーション等に要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 参加者から提出された全ての書類は、本プロポーザルによる優先交渉権者選定以外の目的では使用しない。また、提出書類は返却しない。
- (4) 書類提出後の記載内容の変更は原則として認めない。
- (5) 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 本件に係る情報公開は、松江市情報公開条例に基づき公開する。
- (7) 提出された企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市は本業務の選定及び遂行上必要な範囲において、その内容が無償で利用できるものとする。

12. 提出先及び問い合わせ先

松江市教育委員会 学校教育課 ICT 教育推進係（担当：松田・石倉）

〒690-8540 島根県松江市末次町 8 6 番地

電話：0 8 5 2－5 5－5 0 7 8（対応時間：土日祝祭日を除く午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分）

FAX：0 8 5 2－5 5－5 2 5 1

E-mail：ict-kyouiku@city.matsue.lg.jp